平成２６年（フ）第１０６号
愛知県豊川市平尾町下藤井18番地の１　平尾住宅４棟102号
債務者　大須賀敏子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１１４号
愛知県豊橋市上野町字新上野３番地　203
債務者　坂本よう子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２１８７号
大阪市住吉区山之内１丁目14番８号　広瀬マンション303号
債務者　前田　絢子（旧姓奥谷）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５７号
静岡県磐田市森下92番地、住民票上の住所静岡県磐田市森下30番地４　ＲＩＳＥ
債務者　高橋　博子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
静岡県磐田市豊岡6794番地１
債務者　前澤　秀則
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
静岡県磐田市豊岡6794番地１
債務者　前澤紀久美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
静岡県浜松市南区米津町1263番地の１
債務者　川渕パウロこと　カワブチ　パウロフィリオ
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７５８号
横浜市金沢区瀬戸５番２―603号
債務者　高野　佳子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８０号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜２丁目３番23号
債務者　東　　浩一
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８９号
横浜市南区通町４丁目115番地　アイルイン弘明寺302
債務者　岡　　朋典
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９０号
横浜市瀬谷区三ツ境160番地22　ピーターズタウン106号室
債務者　富田　麻美
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９４号
横浜市戸塚区深谷町858番地１
債務者　岡田　祐樹
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９６号
横浜市保土ケ谷区星川１丁目24番38号　三沢ハイツ12号
債務者　安藤　　崇
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９７号
横浜市中区本牧間門23番10号
債務者　伊藤　和夫
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９８号
横浜市中区本牧間門23番10号
債務者　伊藤　初江
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０７号
岡山市北区平野259番地１庭瀬ダイイチコーポ111号室
債務者　安藤　直甲（旧姓竹本）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部